

大磯町監査公表第 20 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 12 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査の対象部課等  
町民福祉部福祉課

3. 監査の範囲及び事務  
平成30年4月1日から平成30年11月30日までに執行された平成30年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間  
平成30年12月18日から平成31年1月25日まで

5. 監査の方法及び監査項目  
平成30年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。  
なお、監査に際しては、監査対象課である福祉課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要  
福祉施策の企画・調整、障がい者等に関する事務、人権啓発等に関する事務、ふれあい会館、福祉センター、障害福祉センター、世代交流センター等施設の運営維持管理に関する事務、介護保険事業の運営に関する事務、町営住宅に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果  
平成30年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(意見)

- ・補助金交付団体である社会福祉協議会は、指定管理業務や介護保険事業など補助金交付対象以外にも事業を実施しているため、補助金の交付申請や実績報告の手續に際し補助対象事業費が明確に判別できる書類の提出を求めていただきたい。